

令和4年度川西町利用者負担額（副食費）一覧表

幼稚園

1号認定 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

階層区分	定義	副食費		
		第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯	免除	免除	免除
第2階層	市町村民税非課税世帯（ひとり親等世帯）	免除	免除	免除
	市町村民税非課税世帯（上記以外の世帯）	免除	免除	免除
第3階層	所得割税額77,100円以下（ひとり親等世帯）	免除	免除	免除
	所得割税額77,100円以下（上記以外の世帯）	免除	免除	免除
第4階層	所得割税額211,200円以下			免除
第5階層	所得割税額211,201円以上			免除

《備考》

- 1 階層区分は、父母及びその他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限りです。）の市町村民税所得割税額の合計額で決定します。
- 2 毎年9月が保育料の切り替え時期となります。4月から8月までは前年度の税額に基づく保育料となり、9月から翌年3月までは当年度の税額に基づく保育料となります。
- 3 税額を計算する際には、寄付金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除等の控除は、適用されません。
- 4 第2階層、第3階層のひとり親等世帯とは、ひとり親世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯です。
- 5 年少から小学校3年生までの範囲内において多子カウントを行います。
- 6 **市町村民税所得割税額が77,100円以下の世帯（第1階層から第3階層まで）の場合は、上記5にかかわらず多子軽減に係る年齢制限がなく、最年長の子どもから順に多子カウントを行います。**
- 7 月の中途に、幼稚園又は認定こども園（幼稚園部分）に入園又は退園された方の副食費については、在籍日数に応じた金額となり、計算方法は、次のとおりです。
その月の副食費
＝副食費（月額）×在籍日数（日曜、祝日を除く。20日を超える場合は20日）÷20日
- 8 副食費とは別に、通園バス代、施設整備費等各施設で別途設定する費用があります。
- 9 市町村民税の修正申告を行った場合や、婚姻、離婚等により世帯構成が変更となった場合には、保育料の階層区分が変更となる場合がありますので、すみやかにご連絡願います。